

(科学技術研究調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

令和9年以降に実施する科学技術研究調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における報告を求める事項（以下「調査事項」という。）、調査方法等を、以下のとおり変更することを計画している。

- （１）調査事項の変更（政策要請への対応を図りつつ、利活用実績及び報告者負担を踏まえた調査事項の追加・削除等）
- （２）調査対象の範囲の変更（調査票甲（企業Ａ）及び調査票甲（企業Ｂ）の統合に伴う変更、大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめ）
- （３）調査方法の変更（経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ、オンライン調査を中心とする記載への見直し）
- （４）集計事項の変更（調査事項の見直し及び利活用ニーズを踏まえた整理）
- （５）調査の実施期間の変更（オンライン回答サポート企業について、実施期間を延長）
- （６）公表の方法の変更（印刷物による公表の廃止）

（１）調査事項の変更

本調査は、調査票甲（企業Ａ及び企業Ｂ）、調査票乙及び調査票丙の４種類（表１参照）の区分で調査を実施しており、本件申請では、それぞれの調査票について、調査事項の見直しが計画されている（表２参照）。以降、項番①から順に整理する。

表１ 各調査票の概要

区分	調査対象	報告者数	選定方法
調査票甲（企業Ａ）※	資本金又は出資金が １億円以上の会社	約 8,000	無作為抽出 （全数階層あり）
調査票甲（企業Ｂ）※	資本金又は出資金が １千万円以上１億円未満の会社	約 5,000	無作為抽出
調査票乙	非営利団体・公的機関	約 1,000	全数
調査票丙	大学等	約 4,000	全数

※調査票甲（企業Ａ）及び調査票甲（企業Ｂ）は今回の変更案で統合（（２）参照）。

表２ 調査事項の変更内容

項番	調査票	調査事項	
		変更案	現行
①	調査票甲（企業Ａ）※ 調査票乙 調査票丙	特定目的別研究費（８分野）	特定目的別研究費（８分野）
		特定技術別研究費（５分野）	同上 （３分野）

項番	調査票	調査事項	
		変更案	現行
②	調査票甲（企業B）※	特定目的別研究費（8分野）	（追加）
		特定技術別研究費（5分野）	
③	調査票甲（企業A）※	（削除）	製品・サービス分野別研究費

※調査票甲（企業A）及び調査票甲（企業B）は今回の変更案で統合（（2）参照）。

① 調査事項の変更（調査票甲（企業A）、調査票乙、調査票丙）

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定に伴う政策ニーズを踏まえた調査事項（特定目的別研究費）の見直し

（審査状況）

（ア） 令和8年3月に閣議決定された第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定。以下「第7期基本計画」という。）において、将来にわたって科学技術力を維持・強化するため、限られた政策資源を最大限活用する戦略的な支援を実施する観点から、「国家戦略技術領域」として6領域^{（注）}が指定されたことを受けて、各領域における研究費の把握が求められている。

本件申請では、当該6領域のうち、これまで本調査では把握していない2領域の研究費について、調査事項として追加することを計画している。具体的には、「半導体・通信関連技術」分野及び「フュージョンエネルギー」分野を新たに設けて、従来の特定目的別研究費（政策分野ごとの研究状況を把握する項目）の3分野（AI、バイオテクノロジー、量子技術）に追加するものであり、この結果、計5分野に拡張することとなる。また、5分野に拡張するに当たり、現行の特定目的別研究費（8分野）と混乱することを回避する観点から、当該5分野については「特定技術別研究費」と項目立てを行い、「特定目的別研究費」と区分することを合わせて計画している（表3参照）。

（注）「国家戦略技術領域」は、AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー及び宇宙の6領域が該当

表3 特定目的別研究費の変更内容

変更案	現行
特定目的別研究費（8分野）	特定目的別研究費（8分野）
① ライフサイエンス分野	① ライフサイエンス分野
② 情報通信分野	② 情報通信分野
③ 環境分野	③ 環境分野
④ 物質・材料分野	④ 物質・材料分野
⑤ ナノテクノロジー分野	⑤ ナノテクノロジー分野
⑥ エネルギー分野	⑥ エネルギー分野
⑦ 宇宙開発分野 ※	⑦ 宇宙開発分野
⑧ 海洋開発分野	⑧ 海洋開発分野
特定技術別研究費（5分野）	特定目的別研究費（3分野）

① AI 分野 (AI 搭載ロボットを含む) ※	① AI 分野
② バイオテクノロジー分野 ※	② バイオテクノロジー分野
③ 量子技術分野 ※	③ 量子技術分野
④ 半導体・光電融合技術分野 ※	(追加)
⑤ フュージョンエネルギー分野 ※	(追加)

(注1)「※」は国家戦略技術領域と指定された6領域に該当

(注2)「AI 分野 (AI 搭載ロボットを含む)」は、従前の「AI 分野」と定義・範囲についての変更はないが、A I 搭載ロボットは当該分野に含まれる旨を明確化するため、名称を変更するもの。

(イ) これについては、政策上の重要技術分野の動向を把握する観点から調査事項を追加等するものであり、おおむね適当と考えるが、分野の拡張内容や区分の考え方が第7期基本計画の整理に沿ったものとなっているか、また、現行の特定目的別研究費（8分野）については見直しの必要がないか等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 「特定目的別研究費」と「特定技術別研究費」とに区分して、研究費を把握することとしているが、どのような考え方に基づくものか。また、両者の関係（重複計上の扱い等）をどのように整理しているのか。
- b 「国家戦略技術領域」6領域のうち、「宇宙開発」のみ、「特定目的別研究費」に区分しているが、「特定技術別研究費」に位置付ける必要はないか。
- c 「国家戦略技術領域」として指定された6領域について、本調査で適切にその研究費を把握することができるものとなっているか。
- d 半導体・光電融合技術、フュージョンエネルギーの2分野は、新規で把握する必要があるか（既存の分野の中で把握されていないのか）。また、2分野のうち、フュージョンエネルギーは他分野に比べ研究している企業が少ないことも懸念されるが、結果精度に問題はないか。
- e 報告者負担の軽減の観点から、従前より把握している特定目的別研究費（8分野）について、削除等の余地はないか。

② 調査事項の変更（調査票甲（企業B））

- ・ 従前、調査票甲（企業B）では、特定目的別研究費（8分野及び3分野）は調査事項としていなかったが、新たに特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）について、調査事項に追加する計画

(審査状況)

(ア) 前記(1)①のとおり、第7期基本計画の策定を踏まえ、現行の特定目的別研究費（8分野及び3分野）を特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）に区分することを計画している。

(イ) これまで、調査票甲（企業B）においては、特定目的別研究費（8分野及び3分野）は調査事項としていなかったところ、本件申請では、特定目的別研究費（8分野）及び特定技術別研究費（5分野）を新たに調査事項として加えることを計画している。

(ウ) これについては、調査票甲（企業B）の対象者に対し、新たに報告者負担を課すものであることから、その必要性及び回答可能性等を確認する必要がある。

（論点）

- a これまでは把握していなかったにもかかわらず、今回、調査票甲（企業B）の対象者に対し、新たに報告を求めることとした理由は何か。また、どのような利活用を想定しているのか。
- b 追加される調査事項について、報告者負担は大きくないか。また、支障なく回答を得られる見込みはあるか。

③ 調査事項の変更（調査票甲（企業A））

- ・ 利活用状況及び報告者負担を踏まえた製品・サービス分野別研究費の削除

（審査状況）

(ア) 本件申請では、調査票甲（企業A）において把握していた「製品・サービス分野別研究費」について、近年の利活用実績の低下及び報告者負担の大きさを踏まえ、調査事項から削除することを計画している。当該項目は、研究開発費を製品・サービス分野ごとにあん分して回答する必要があり、場合によっては研究者数等を用いたあん分作業を要するなど、報告者に相当の負担を伴うものとなっていることから、報告者負担軽減の観点から、削除すること自体は、おおむね適当と考える。

(イ) 一方、当該項目は研究開発成果がどの市場分野と関連しているかを把握する上で有用な情報であり、過去においては政府の刊行物や民間に利用されてきた実績もあるとしている。このため、近年の利活用実績の低下について、どのような確認を行っているか、削除しても利活用上の支障はないか、確認する必要がある。

（論点）

- a 本調査事項は、いつの調査から、どのような目的で把握してきたものか。また、利活用実績低下についてどのような確認を行っているか。定量的な裏付けは十分か、利活用者へのヒアリング等を行ったのか。加えて、削除しても、SNAへの活用も含め、利活用上の支障はないか。
- b 当該項目は研究開発活動と産業分野との対応関係を把握する趣旨の項目と考えられるところ、削除により当該観点からの分析ができなくなる影響をどのように評価してい

るか。

(2) 調査対象の範囲の変更

① 調査票甲（企業A）及び調査票甲（企業B）の統合に伴う変更

- 前記（1）のとおり、調査事項の追加・削除を検討した結果、両者の調査項目が同一になることから、調査票甲として統合

（審査状況）

- （ア） 本件申請では、従来、資本金規模により区分していた企業A及び企業Bについて、前記（1）の調査事項の見直しにより両者に対する調査項目が同一となることから、調査票を統合し一体的に実施することを計画している（表4参照）。

表4 調査票甲の統合の概要

調査票甲（企業A）	調査票甲（企業B）		調査票甲（統合）
【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1億円以上 の会社	【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上1億円未満 の会社	→	【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上 の会社
【調査事項】 ①名称 (略)	【調査事項】 ①名称 (略)		【調査事項】 ①名称 (略)
⑯製品・サービス分野別研究費	—		—
⑰特定目的別研究費(8分野) (3分野)	—	→	⑯特定目的別研究費(8分野)
(略)	(略)		⑰特定技術別研究費(5分野)
⑲社外へ支出した研究費	⑲社外へ支出した研究費		(略)
			⑲社外へ支出した研究費

- （イ） 調査票甲の統合については、従前から企業A及び企業Bは同一の標本設計に基づき抽出されており、今回の見直しにおいても当該設計の変更は行われていないことから、統合そのものが推計方法や母集団構造に影響を及ぼすものではない。また、調査事項の見直しにより企業A及び企業Bで調査項目が同一となることを踏まえれば、調査票様式の統一は、特に問題ないものとする。

（論点）

特になし

② 大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめ

- 調査票甲（企業A）では、大学及び研究開発法人が出資した会社（以下「大学等出資会社」という。）を悉皆対象として調査を実施していたが、この取扱いを取りやめる計画

（審査状況）

(ア) 本調査では、大学等出資会社への研究資金の流れを正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するため、令和4年調査から悉皆対象として調査を実施しているところ、本件申請では、悉皆対象としての取扱いを取りやめ、資本金規模による通常の抽出条件に戻すことを計画している。

(イ) これについては、研究活動を行っている大学等出資会社が極めて少なく、これまで実施した令和4年～7年調査は、いずれも集計結果が表章不可となっている状況であることから、大学等出資会社に対する調査を要望していた内閣府とも協議の上、悉皆対象とする取扱いを取りやめるものであり、やむを得ないと考えるが、念のため以下について確認する必要がある。

(論点)

a 令和4年～7年調査は、いずれも集計結果が表章不可とのことであるが、該当数はどの程度であったのか。また、今後増える見込みはないか。

(3) 調査方法の変更

① 経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

- 調査票甲において、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

(審査状況)

(ア) 本調査では、令和4年調査から、調査票甲を対象に「資本金」、「事業の種類」及び「総売上高」の3項目（図1参照）について、経済構造実態調査からのデータ移送を実施している。

このため、本調査及び経済構造実態調査の両方において調査対象となる企業においては、データ移送対象企業となり、本調査において当該3項目の回答は不要である旨が調査票記入上の注意に明記されている。なお、調査票甲の対象企業約13,000のうち、データ移送対象企業は、約7,000となっている。

図1 現行調査票におけるデータ移送3項目（緑枠内の項目）

【1】企業の現況を記入してください	
資本金（6月1日現在） 001 十 百 千 万 億 十 億 十 万 円 	
企業の実業の種類（年度） 002	生産品名又は営業種目を売上実績の多いものから順に記入してください 003 004 005
総売上高（年度） 006 十 百 千 万 億 十 億 十 万 円 	従業員総数（3月31日現在） 007 十 百 千 万 十 人

- (イ) 本調査の疑義照会プロセスにおいては、すべての回答項目を確認の上、必要に応じて疑義照会を行っているところ、データ移送対象企業において、経済構造実態調査からのデータ移送に遅れが発生した場合、これを待つ必要が生じるため、結果として報告者に対し速やかな疑義照会が行えない事例が発生している。
- (ウ) この点、報告者の立場からすると、調査票提出から相当の日数が経過してから疑義照会されることとなる。このため、回答内容を覚えていない、他の統計調査のことと誤解する報告者もみられるなど、報告者に一定の負担をかける状況となっている。
- (エ) この状況を踏まえ、本申請では、当該3項目についてデータ移送を取りやめ、その代替として、移送対象外の企業等も含めて、以下の負担軽減を図ることを計画するものである（表5参照）。
- i) 3項目のうち、「資本金」及び「事業の種類」の2項目について、直近調査等の結果を基にプレプリントを実施
 - ii) データ移送の対象でなかった調査票乙についても、「主な事業及び研究の内容」のプレプリントを実施

表5 3項目（資本金、事業の種類、総売上高）における回答方法の変更内容

対象	変更案	現行
調査票甲 (データ移送対象企業:約 7,000)	・「資本金」、「事業の種類」は、プレプリント ・「総売上高」は要回答	<u>回答不要</u>
調査票甲 (データ移送対象外企業:約 6,000)		<u>要回答</u>

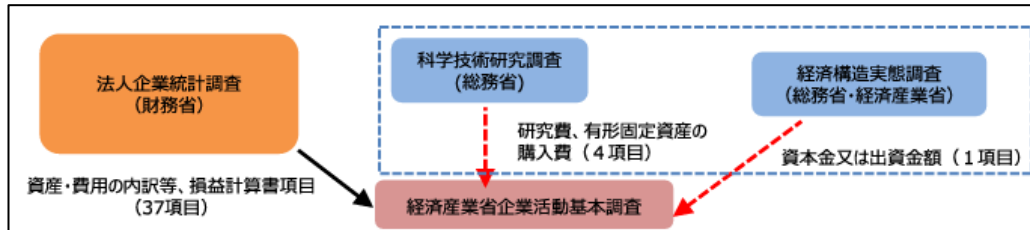
- (オ) なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）においては、デジタル技術や多様な情報源の活用などにより報告者の負担軽減に取り組むこととされており、報告者負担の観点から、行政記録情報等については積極的に活用することが求められている。

このような背景のもと、これまで、法人企業統計調査、科学技術研究調査、経済構造実態調査、経済産業省企業活動基本調査等の経済統計においては、調査間で重複する調査項目について、重複是正の観点から、個別の調査で把握したデータを他の統計調査においても活用できるよう、調査間でのデータ移送に取り組んできたところである。

- (カ) ただし、経済産業省企業活動基本調査においては、
- i) 移送項目が少ないため、それぞれの調査で個別に把握するとしても報告者の負担はほとんど変わらないこと、
 - ii) 移送項目に関する疑義照会のタイミングが本調査への回答後、相当の期間が経過してからとなることで、かえって報告者の負担が大きくなっている面があること、
- を理由として、令和8年調査から、一部のデータ移送の取りやめ（図2参照）を計画し、これについては、「将来的には、各統計調査で共通する調査事項についてワンストップ

で回答可能とすることが望ましいものの、報告者の負担軽減や調査実施者の事務負担を考慮すると、現時点で、データ移送を中止することについては、やむを得ない」と、統計委員会（諮問第 194 号の答申（令和 7 年 7 月 22 日付け統計委第 5 号））において、御判断いただいたところである。

図 2 経済産業省企業活動基本調査におけるデータ移送の取りやめの概要



（注 1）赤矢印は、データ移送を取りやめたものを示す。

（注 2）統計委員会諮問第 194 号の答申（令和 7 年 7 月 22 日付け統計委第 5 号）からの抜粋

- （キ） 本申請については、令和 4 年に導入したデータ移送を取りやめるものであるところ、
- ① 現行、i) データ移送に伴い生じている報告者負担軽減のメリット、ii) 疑義照会の遅れに伴い生じている報告者負担のデメリット、
 - ② 計画変更により、データ移送を取りやめることに伴い生じる報告者負担のデメリット
- 等について確認する必要がある。

また、現在、公的統計に係る重要な課題として、行政データ、民間データ、調査票情報等様々なデータの一層の活用が検討されているところである。こうした動向も踏まえ、本変更についてはより慎重に状況を確認する必要があると考える。

（論点）

- a 調査票の回収から、データ移送、疑義照会まで、通常はどのようなスケジュールで実施しているのか。また、データ移送対象企業において、どの程度の期間、疑義照会に遅れが生じているのか。
- b 疑義照会は、報告企業のうち、どの程度の割合で発生しているのか。また、データ移送の影響により、調査票提出から相当の日数が経過した後に疑義照会を行った企業数はどの程度発生しているのか。
- c 速やかなデータ移送が行えないことにより、どのような報告者負担が発生しているのか。報告者の反応はどのようなものか。
- d データ移送を継続したまま、疑義照会の迅速化等により、報告者の負担軽減を図る余地はないか。
- e データ移送を取りやめた場合、
 - ① 「直近調査等の結果」がプレプリントされるということであるが、具体的にどのような情報がプレプリントされるのか。

- ② どのような報告者負担が発生するのか。
- ③ プレプリント以外にも、報告者負担を軽減する対応は予定しているか。
- ④ 他の調査との重複回答の問題が発生することについて、どのように評価するか。また、取りやめを計画するに当たって、報告者の意見を確認し、どのように対応することとしているか。
- ⑤ 同時・統一的に実施されている経済構造実態調査においては、「資本金」はプレプリント事項であることから、例えば、基準日の直前に減資を行った企業の場合、両調査の調査票において減資前の資本金額がプレプリントされており、報告者である当該企業は、それぞれの調査票において同様の訂正を行う必要が生じることとなるのか。
- f 疑義照会の遅延解消による報告者負担の軽減効果と、データ移送の取りやめによる負担増とを比較し、総合的に見て報告者負担が軽減されるのか
- g データ移送を受けている3項目以外も含め、事業所母集団DBのデータを活用するなどにより、データ移送を受ける以外の方法で報告者負担を課さずに必要なデータが得られないか。

② オンライン調査を中心とする記載への見直し

- ・ 本調査のオンライン回答率が約8割である現状等を踏まえて、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更

(審査状況)

(ア) 本調査では、オンラインによる回答を積極的に推進しているところ、本件申請では、以下の状況を踏まえ、調査計画の調査方法について、オンライン調査を中心とする記載に変更することを計画している(表6参照)。

- ・ 本調査のオンライン回答率が直近調査(令和7年調査)で約8割あること
- ・ 現行では、政府統計オンライン回答サポート対象企業^(注)について、オンライン先行方式(前回調査でオンライン回答を行った企業には、紙の調査票は配布せずオンラインIDのみを送付し、紙の調査票で回答した企業にのみ、オンラインIDと紙の調査票を同時配布)で調査を実施していること

(注) 統計調査において悉皆対象になりやすく、報告者負担が相対的に大きい約2,800企業に対して、独立行政法人統計センターにおいて、企業ごとの専任担当者を配置し、政府統計オンラインサポートシステムを通じた統計調査の回答支援等を行う事業

表6 調査方法の変更内容

変更案	現行
〔調査方法の概要〕 調査は、総務省が業務を委託した調査実施事業者がオンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し(報告者の要望等に応じて、調査票も郵送する。)、オンラインによる回答又は調査票を回収する方法により行う。	〔調査方法の概要〕 調査は、総務大臣が、調査実施事業者を活用し、調査票を調査組織体ごとに送付し、回収することにより行う。 ただし、調査組織体が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容入手する。

(イ) また、令和 10 年調査以降は、すべての企業等を対象に、オンライン先行方式を導入することを予定している。

(ウ) 一方で、紙の調査票で回答している報告者も一定数存在していることから、当該企業に対し、紙調査票の提供やサポート体制の確保が適切に行われるか等を確認する必要がある。

(論点)

- | |
|--|
| <p>a 現在、政府統計オンライン回答サポート対象企業にのみ、オンライン先行方式を導入しているのはどのような考え方に基づくものか。</p> <p>b オンライン回答率が約 8 割とされているが、政府統計オンライン回答サポート対象企業とそれ以外の報告者とで、オンライン回答率はそれぞれどのように推移しているか。</p> <p>c オンライン回答が困難な報告者に対し、どのような対応を行っていくのか。</p> |
|--|

(4) 集計事項の変更

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 調査事項の見直し等に伴う集計表の整理・ 利活用が低下した分析表の削除 |
|---|

(審査状況)

(ア) 本件申請では、調査事項の見直しに伴い、集計事項の整理を行うことを計画している。具体的には、特定目的別研究費（8 分野）及び特定技術別研究費（5 分野）を企業 B においても把握することとしたことに伴う集計事項の追加や、製品・サービス分野別研究費を把握しないこととしたことに伴う集計表の削除等を行うものである。

(イ) これについては、調査事項の見直しに伴い、これに対応するよう集計事項を整理するものであり、適当であると考える。

(ウ) また、本件申請では、集計表のうち、詳細な区分で集計した「分析表」について、以下の状況を踏まえ、利活用の低下した分析表を削減することとし、この結果、31 表から 16 表へ整理することを計画している。

- i) 産業細分類（223 区分）^(注1) 別の結果は、標本設計上の層化基準の産業区分（40 区分）より相当に細かい表章であるため、秘匿も多く、統計精度も粗い状況にあること
- ii) 中小企業に限定した分析表は、過去に、中小企業白書において引用されていたが、現在では、別調査の値が使用されており、引用が確認できない状況にあること。
- iii) 継続企業^(注2)に限定した分析表は、e-Stat でのダウンロード件数も少なく、利活用の実績も確認されていないこと。

(注1) 本分類は、日本標準産業分類によらない本調査独自の産業分類である。

(注2)「継続企業」とは、資本金10億円以上の企業及び資本金1～10億円未満かつ前回調査で研究を実施していると回答した企業のうち、2年続けて調査に回答した企業をいう。

(注3)このほか、集計事項一覧における調査事項と集計表の対応関係表(集計事項の有無や対応関係を一覧的に示したもの)を、今回の見直しに伴い削除することとしている。

- (エ) これについては、利活用状況等を踏まえ、利活用リスト掲載者に対して確認した上での対応とのことであり、おおむね適当と考えるが、削減の根拠とした優先度の考え方や、調査事項の見直しにより集計区分が変更されることで、時系列での比較可能性に影響が生じる可能性があることから、当該影響をどのように整理しているかについても確認する必要がある。

(論点)

- a どのような考え方にに基づき、集計事項の整理を行っているか。
- b 調査事項や調査対象の変更に伴った集計事項の変更について、時系列比較への影響はどのように整理されているか。

(5) 調査の実施期間の変更

- 政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を7月中旬に延長

(審査状況)

- (ア) 本調査は、報告者が、回答の作成に当たって、様々な部門との調整を要することを踏まえ、調査実施期間を「5月中旬から7月中旬」と設定している。一方、調査対象のうち、「政府統計オンライン回答サポート対象企業」については、統計センターのサポートにより短期間で正確な回答ができる環境が提供されることが見込まれることから、同時・統一的に実施している経済構造実態調査の実施スケジュールに合わせて、「5月中旬～6月下旬」に設定している。

本件申請では、「政府統計オンライン回答サポート対象企業」の回答期限を6月下旬から7月中旬に延長することとしており、結果として、調査の実施期間が統一されることになる(表7参照)。

表7 調査の実施期間の変更内容

変更案	現行
・調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・(削除)	・調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・ただし、政府統計に関するオンライン回答サポート対象となる調査組織体(企業)については、調査日の属する年の5月中旬～6月下旬とする。

- (イ) 「政府統計オンライン回答サポート対象企業」については、経済構造実態調査との一体的運用の観点から6月下旬を回答期限としていたものであるが、企業の繁忙期と重なることから、当該期限の延長の要望が寄せられていた。

本件見直しは、こうした報告者負担を踏まえたものである。加えて、同時・統一的に実施していた経済構造実態調査においても、同様に、令和9年調査から回答期限を7月中旬に延長するため、整合性の観点からも、おおむね適当と考える。

- (ウ) ただし、調査実施期間の延長によって、集計・公表スケジュールに影響を及ぼすことはないか確認する必要がある。

(論点)

- a これまで、報告者が6月の調査票の回収期限までに回答できなかった要因は何か。回収期限を7月中旬とすることで、これらの要因は軽減されるのか。
- b 調査票の回収期限を後ろ倒しにすることに伴い、調査結果の公表期日に影響することはないか。

(6) 公表の方法の変更

- これまで、「e-Stat」及び「印刷物」で調査結果を公表していたが、このうち、「印刷物」による公表を廃止

(審査状況)

- (ア) 本調査はこれまで、調査結果を「e-Stat」及び「印刷物」で公表していたが、本件申請では「印刷物」による公表を廃止することを計画している(表8参照)。

表8 調査結果の公表の方法の変更内容

変更案	現行
(1) 公表の方法 (☒ e-Stat ☐ インターネット (e-Stat 以外) ☒ 印刷物 ☐ 閲覧)	(1) 公表の方法 (☒ e-Stat ☐ インターネット (e-Stat 以外) ☒ 印刷物 ☐ 閲覧)

- (イ) これについては、調査結果が e-Stat 及び総務省ホームページに公表されていることから、利用者への影響も小さいものと想定され、特段の問題はないものとするが、念のため、以下について確認する必要がある。

(論点)

- a e-Stat や総務省ホームページにはどのような情報が公表されているか。これまで印刷物で公表していたものは全てインターネット上に公表されているか。

2 統計委員会諮問第154号の答申(令和3年7月30日付け統計委第12号)における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第 154 号の答申（令和 3 年 7 月 30 日付け統計委第 12 号）では、以下の検討課題が指摘されている。

- ・ 今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。

（審査状況）

（ア） 上記の課題について、総務省は、以下のとおり対応している。

- ・ 第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）における「国家戦略技術領域」に指定された領域について、本調査での把握の要請がなされた。これに応じて、「国家戦略技術領域」に合わせて調査事項の見直しを行い、研究開発費に関し、旧特定目的別研究費（3 分野）を特定技術別研究費（5 分野）とし、新たな調査事項を設ける計画案としたところ。
- ・ 一方で、前回の見直しに引き続き、研究開発費に関する報告者負担が増大することとなる状況を踏まえ、調査事項の削減等の可能性を広く検討した。その結果、同じく研究開発費に関する調査事項である「製品・サービス分野別研究費」（企業 A）については、政府や民間での利用実績が確認されているものの、現状、他の事項に比して利活用（政策や研究への利用、国際機関へのデータ提供等）が少ない状況が確認された。また、この調査事項は、回答に当たって、研究開発費を製品・サービス分野別に区分する必要があることから、場合によっては研究者数などであん分して回答することを求めており、相当の報告者負担を課すものとなっている。
- ・ したがって、利活用状況が少ないことや報告者負担軽減の観点から、当該事項を削除する計画とした

（イ） これについて、調査票甲（企業 A）からは「製品・サービス分野別研究費」が、削除されるものの、調査票甲（企業 B）には特定目的別研究費及び特定技術別研究費が追加され、加えて、特定目的別研究費（3 分野）が特定技術別研究費（5 分野）に拡張されたことに伴い、調査票甲（企業 A）・乙・丙に新たに負担を課することとなることから、引き続き、報告者の負担などを検証した上で、調査事項の見直しを検討する必要があるものとする。

（論点）

今回の申請を踏まえ、今後、報告者の負担をどのように検証し、調査事項の見直しをどのように行っていくのか。

以上